

議第16号議案

横浜市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部改正

横浜市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月23日提出

横浜市会議員

| | | |
|--------|-------|--------|
| 青木亮祐 | 東みちよ | 伊波俊之助 |
| 磯部圭太 | 大桑正貴 | 梶村充 |
| 鴨志田啓介 | 川口広 | 草間剛 |
| 黒川勝 | 小松範昭 | 興石且子 |
| 佐藤茂 | 佐藤祐文 | 斉藤達也 |
| 酒井誠 | 清水富雄 | 渋谷健 |
| 鈴木太郎 | 瀬之間康浩 | 関勝則 |
| 田野井一雄 | 高橋のりみ | 長谷川琢磨 |
| 福地茂 | 伏見幸枝 | 藤代哲夫 |
| 松本研 | 山下正人 | 山田一誠 |
| 山本たかし | 遊佐大輔 | 横山正人 |
| 横山勇太郎 | 渡邊忠則 | 有村俊彦 |
| 大岩真善和 | 大野トモイ | 大山しょうじ |
| 荻原隆宏 | 梶尾明 | 今野典人 |
| 佐久間衛 | 田中ゆき | 中山大輔 |
| 長谷川えつこ | 花上喜代志 | ふじい芳明 |
| 藤崎浩太郎 | 麓理恵 | 望月高德 |
| 森ひろたか | 谷田部孝一 | 山浦英太 |
| 安西英俊 | 尾崎太 | 加藤広人 |
| 木内秀一 | 行田朝仁 | 久保和弘 |

源 波 正 保
高 橋 正 治
中 島 光 徳
望 月 康 弘
宇佐美 さやか
北 谷 ま り
み わ 智恵美
二 井 くみよ

斉 藤 伸 一
竹 内 康 洋
仁 田 昌 寿
荒 木 由美子
大 貫 憲 夫
白 井 正 子
こがゆ 康 弘
豊 田 有 希

斎 藤 真 二
竹野内 猛
福 島 直 子
岩 崎 ひろし
河 治 民 夫
古 谷 靖 彦
坂 本 勝 司

横浜市条例（番号）

横浜市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例

横浜市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（昭和58年3月横浜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中

「神奈川区 5人」を「神奈川区 6人」に、
「泉 区 4人」を「泉 区 3人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

提 案 理 由

令和2年国勢調査の結果に伴い、神奈川区及び泉区について選挙すべき議員の数を変更するため、横浜市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（抜粋）

（ 上段 改正案 ）
（ 下段 現 行 ）

（各選挙区ごとに選挙すべき議員の数）

第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第8項の規定により、各選挙区ごとに選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。

| 選挙区 | 議員数 |
|-------|-----------------|
| 鶴見区 | 7人 |
| 神奈川区 | <u>6人</u> 5人 |
| 西区 | 2人 |
| 中区 | 3人 |
| 南区 | 4人 |
| 港南区 | 5人 |
| 保土ヶ谷区 | 5人 |
| 旭区 | 6人 |
| 磯子区 | 4人 |
| 金沢区 | 5人 |
| 港北区 | 8人 |
| 緑区 | 4人 |
| 青葉区 | 7人 |
| 都筑区 | 5人 |
| 戸塚区 | 6人 |
| 栄区 | 3人 |
| 泉区 | <u>3人</u> 4人 |
| 瀬谷区 | 3人 |

「議第16号議案 横浜市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部改正」の取り扱い（案）

| 項 目 | | 内 容 |
|-----|--------|---------------------------------------|
| 1 | 議案発送 | 3月16日（水） |
| 2 | 上程日 | 3月23日（水）の本会議 |
| 3 | 提案理由説明 | 省略 |
| 4 | 質 疑 | 通告に応じ実施 |
| 5 | 通告期間 | 3月17日（木）午前9時から18日（金）正午まで |
| 6 | 委員会付託 | 市会運営委員会申し合わせ・確認事項により、委員会付託を省略し、本会議で即決 |

参 考

●市会運営委員会申し合わせ・確認事項（抜粋）

本 会 議

5 議員提出議案について

- (1) 常任・運営委員会における発議（請願・陳情に係るものを含む。）に係る審査が終了したもの及び 団長会議等の協議が終了したものは、委員会等の終了後、速やかに提出することとし、その取扱いについては、原則として、本会議で即決とする。